

社会福祉法人愛心会
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛心会(以下「この法人」という。)定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員(以下「役員等」という。)とその他必要な役職者の報酬及び費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員には職務執行の対価として報酬を支給することができる。
2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
3 常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に参加した場合は、他の役員に準じて報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間420万円以内とする。
2 この法人の全監事の報酬総額は、年間10万円以内とする。
3 この法人の理事長及び業務執行理事の報酬月額は、別表第1「理事長及び業務執行理事の報酬等」に定めるとおりとする。
4 理事長及び業務執行理事以外の理事(ただし、法人職員を除く。)に対する報酬は、別記1「理事長及び業務執行理事以外の理事の報酬」に定めた額とする。
5 監事の報酬月額は、「理事長及び業務執行理事の報酬等」及び「非常勤理事の報酬」を勘案して、評議員会において決めるものとする。
6 評議員の報酬は、別記2「評議員の報酬」に定める額とする。
7 評議員選任・解任委員の報酬は、「評議員選任・解任委員会運営細則」第5条の規定に基づき、理事長が別に定める。
8 その他苦情解決委員など報酬の支払いが適当と認められるものについては、理事長が別に定める。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

3 役員等には、出張に要する旅費(宿泊費含む。)を旅費規程に準じて出張費として支給することができる。但し愛心会本部から陸路 60 キロメートル以上の旅行する場合(別表2)

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等(旅費を除く。)は、毎月 25 日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

2 非常勤役員、評議員および評議員選任・解任委員の報酬等ならびに常勤役員の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。本規程施行後は、「役員及び評議員の報酬等に関する規程」は廃止とする。

2 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

3 この規程は、令和 3 年 6 月 20 日から施行する。

4 この規程は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

5 この規程は、令和 5 年 6 月 18 日から施行する。

別表1 理事長及び業務執行理事の報酬等（月額）

	支給額	適用者	報酬等の金額の算定方法
1	150,000円以内	理事長（非常勤の場合）	毎月勤労統計調査地方結果の医療福祉職を参考に給与規程別表（四）1級8号に準じる。
2	200,000円以内	業務執行理事 （給与規程非該当者）	毎月勤労統計調査地方結果の医療福祉職を参考に給与規程別表（四）4級1号に準じる。

（注）理事長が常勤で、施設長又は施設長補佐を兼務する場合は、その兼務する役職において適用される「嘱託職員の就業及び給与に関する規程」に基づく。

別表2 役員等旅費

種類区分	日当	宿泊料		交通費	適用
		県外	県内		
旅費	3,500円			実費	
		12,000円	11,800円		

別記1 理事長及び業務執行理事以外の理事の報酬

理事会出席の都度 一人一律3,000円（源泉徴収後の金額）

別記2 評議員の報酬

評議員会出席の都度 一人一律3,000円（源泉徴収後の金額）

別記3 監事の報酬

(1) 理事会及び評議会に出席の都度 一人一律3,000円（源泉徴収後の金額）

(2) 監事監査及び行政監査に立ち会う場合 一人一律10,000円（源泉徴収後の金額）

